(趣旨)

第1条 この要綱は、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(平成27年法律第53号。以下「法」という。)の規定に基づき、市長が行う建築物エネルギー消費性能向上計画(法第34条第1項に規定する建築物エネルギー消費性能向上計画をいう。以下同じ。)等の認定等に関し、法、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行令(平成28年政令第8号。以下「政令」という。)及び建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則(平成28年国土交通省令第5号。以下「省令」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

- 第2条 この要綱において使用する用語は、法、政令及び省令において使用する用語 の例による。
- 2 この要綱において「審査機関」とは、次に掲げる機関をいう。
 - (1) 住宅の品質確保の促進等に関する法律(平成11年法律第81号)第5条第1項に 規定する登録住宅性能評価機関
 - (2) 法第15条第1項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関 (平29.3.30・一部改正)

(軽微な変更に関する証明書の交付)

第2条の2 法第12条第1項の規定による建築物消費エネルギー消費性能適合性判定に係る申請を行った建築主(次項において「建築主」という。)は、当該申請時の建築物エネルギー消費性能確保計画について省令第3条に規定する軽微な変更をした場合であって、建築基準法(昭和25年法律第201号)第7条第5項又は第18条第18項の規定により検査済証の交付を受けようとするときは、軽微変更該当説明書(別記第1号様式)に建築基準法施行規則(昭和25年建設省令第40号)第4条第1項に規定する完了検査申請書を添付し、市の建築主事に提出しなければならない。2 建築主は、前項の変更をした場合のうち、当該変更が建築物消費性能に係る再計算により建築物エネルギー消費性能基準に適合することが明らかである場合(当該変更が建築物エネルギー消費性能基準に適合することが明らかである場合を除く。)は、建築物のエネルギー消費性能確保計画の根本的なものである場合を除く。)は、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則第11条に係る軽微変更該当証明書(別記第1号様式の2)の交付を法第15条第1項の登録建築物エネルギー消費性能判定機関に求め、当該軽微変更該当証明書又はその写しを軽微変更該当説明書に添付し、提出しなければならない。

(届出等)

第2条の3 市長は、法第19条第1項の規定による届出に係る計画又はその変更の審査を完了したときは、当該届出を行った者に対し、届出審査完了通知書(別記第1号様式の3)に当該届出に係る書類の副本を添付し、送付するものとする。

2 法第19条第2項の規定による指示は、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第19条第2項に係る指示書(別記第1号様式の4)により行うものとする。

- 3 法第19条第3項の規定による命令は、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第19条第3項に係る命令書(別記第1号様式の5)により行うものとする。
- 4 市長は、法第20条第2項の規定による通知に係る計画又はその変更の審査が完了したときは、当該通知を行った者に対し、通知審査完了通知書(別記第1号様式の6)に当該通知に係る書類の副本を添付し、送付するものとする。
- 5 市長は、法第20条第3項の規定により国等の機関の長に対し協議を求めるときは、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第20条第3項に係る協議書(別記第1号様式の7)により行うものとする。(建築物エネルギー消費性能向上計画の認定申請に係る添付図書)
- 第3条 省令第1条第1項に規定する建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に関し市長が必要と認める図書は、次のとおりとする。
 - (1) 審査機関が実施する建築物エネルギー消費性能向上計画に係る技術的審査 を受けた場合にあっては、当該審査機関が交付する建築物エネルギー消費性能向 上計画に係る技術的審査適合証(別記第1号様式の8。以下「計画適合証」という。)
 - (2) その他市長が必要と認める図書
- 2 前項第1号の計画適合証は、法第35条第1項各号に掲げる基準に適合していること を証するものとする。2 前項第1号の計画適合証は、法第30条第1項各号に掲げる 基準に適合していることを証するものとする。

(建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定申請に係る添付図書)

- 第4条 省令第12条第1項に規定する建築物エネルギー消費性能基準に適合している 旨の認定の申請に関し市長が必要と認める図書は、次のとおりとする。
 - (1) 審査機関が実施する建築物エネルギー消費性能基準に係る技術的審査を受けた場合にあっては、当該審査機関が交付する建築物エネルギー消費性能基準に係る技術的審査適合証(別記第2号様式。以下「基準適合証」という。)
 - (2) 前号の基準適合証の交付を受けていない場合にあっては、当該申請に係る建築物が建築物エネルギー消費性能基準に適合していることを示す書類であると市長が認めるもの
 - (3) その他市長が必要と認める図書
- 2 前項第1号の基準適合証は、法第2条第1項第3号に規定する建築物エネルギー消費性能基準に適合していることを証するものとする。

(取下げの届出)

- 第5条 法第34条第1項の規定による認定の申請をした者は、認定を受ける前に当該申請を取り下げるときは、建築物エネルギー消費性能向上計画に係る認定申請の取下げ届(別記第3号様式)の正本及び副本各1部を市長に提出しなければならない。
- 2 法第41条第1項の規定による認定の申請をした者は、認定を受ける前に当該申請 を取り下げるときは、建築物エネルギー消費性能基準に係る認定申請の取下げ届 (別記第4号様式)の正本及び副本各1部を市長に提出しなければならない。 (取りやめの届出)
- 第6条 認定建築主(法第36条第1項に規定する認定建築主をいう。以下同じ。)は、

法第35条第1項の認定を受けた建築物エネルギー消費性能向上計画(変更があったときは、その変更後のもの。以下「認定建築物エネルギー消費性能向上計画」という。)に基づくエネルギー消費性能の向上のための建築物の新築等を取りやめるときは、次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

- (1) 取りやめ届(別記第5号様式)の正本及び副本各1部
- (2) 当該認定建築物エネルギー消費性能向上計画に係る認定申請書(省令第1条第1項又は第5条に規定する申請書をいう。)の副本及びその添付図書略
- (3) 当該認定建築物エネルギー消費性能向上計画に係る認定通知書(省令第25条第 2項に規定する通知書又は省令第28条において読み替えて準用する省令第25条第2 項に規定する通知書をいう。)

(認定しない旨の通知)

- 第7条 市長は、法第34条第1項の規定による認定の申請があった場合において、当該申請に係る建築物エネルギー消費性能向上計画の認定をしないときは、その旨を建築物エネルギー消費性能向上計画を認定しない旨の通知書(別記第6号様式)により当該申請をした者に通知するものとする。
- 2 市長は、法第41条第1項の規定による認定の申請があった場合において、当該申請に係る建築物について建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定をしないときは、その旨を建築物エネルギー消費性能基準適合を認定しない旨の通知書(別記第7号様式)により当該申請をした者に通知するものとする。 (建築物エネルギー消費性能向上計画の変更)
- 第8条 第3条、第5条第1項及び前条第1項の規定は、法第36条第1項の規定による認 定を受けた建築物エネルギー消費性能向上計画の変更について準用する。 (報告)
- 第9条 認定建築主は、認定建築物エネルギー消費性能向上計画に基づくエネルギー 消費性能の向上のための建築物の新築等が完了したときは、当該認定建築物エネ ルギー消費性能向上計画に従って当該新築等が完了した旨の建築士(建築士法(昭 和25年法律第202号)第2条第1項に規定する建築士をいう。)の確認を受け、速やか に工事完了報告書(別記第8号様式)を市長に提出しなければならない。
- 2 認定建築主は、法第37条の規定により、市長からエネルギー消費性能の向上のための建築物の新築等の状況に関し報告を求められたときは、認定建築物エネルギー消費性能向上計画状況報告書(別記第9号様式)を市長に提出しなければならない。
- 3 法第41条第2項の認定を受けた者は、法第43条第1項の規定により、市長から基準 適合認定建築物(法第41条第3項の基準適合認定建築物をいう。)の建築物エネルギ ー消費性能基準への適合に関する事項に関し報告を求められたときは、基準適合 認定建築物状況報告書(別記第10号様式)を市長に提出しなければならない。 (改善命令)
- 第10条 市長は、法第38条の規定により改善に必要な措置を命ずるときは、改善命令書(別記第11号様式)により行うものとする。

(認定の取消し)

- 第11条 市長は、法第39条の規定により認定を取り消すときは、建築物エネルギー 消費性能向上計画に係る認定取消通知書(別記第12号様式)により行うものとする。
- 2 市長は、法第42条の規定により認定を取り消すときは、建築物エネルギー消費性 能基準に係る認定取消通知書(別記13第号様式)により行うものとする。 (その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。